

川崎市公告第1292号

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和8年9月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

川崎ルフロン

川崎市川崎区日進町1番11、12、16、19

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三菱UFJ信託銀行株式会社

代表取締役 窪田 博

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者	住所
富士コンタクト株式会社	代表取締役 甲斐龍一	東京都豊島区東池袋一丁目41番7号
株式会社ワークマン	代表取締役 小濱英之	群馬県伊勢崎市柴町1732番地

(変更後)

氏名又は名称	代表者	住所
株式会社メニコン	代表執行役 川浦康嗣	名古屋市中区葵三丁目21番19号
株式会社ワークマン	代表取締役 大内康二	群馬県伊勢崎市柴町1732番地

他2者

4 変更の年月日

令和6年4月1日 他

5 変更する理由

大規模小売店舗において小売業を行う者の変更によるもの

- 6 届出の年月日
令和 8 年 9 月 9 日
- 7 届出及び添付書類の縦覧場所
川崎市ホームページ
<https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000185363.html>
- 8 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯
令和 8 年 9 月 25 日から令和 9 年 1 月 25 日の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで。ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。
- 9 法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から 4 月以内に、川崎市に対し意見書の提出によりこれを述べるすることができます。
- 10 意見書の提出期限及び提出先
令和 9 年 1 月 25 日
経済労働局観光・地域活力推進部商業・サービス業振興担当